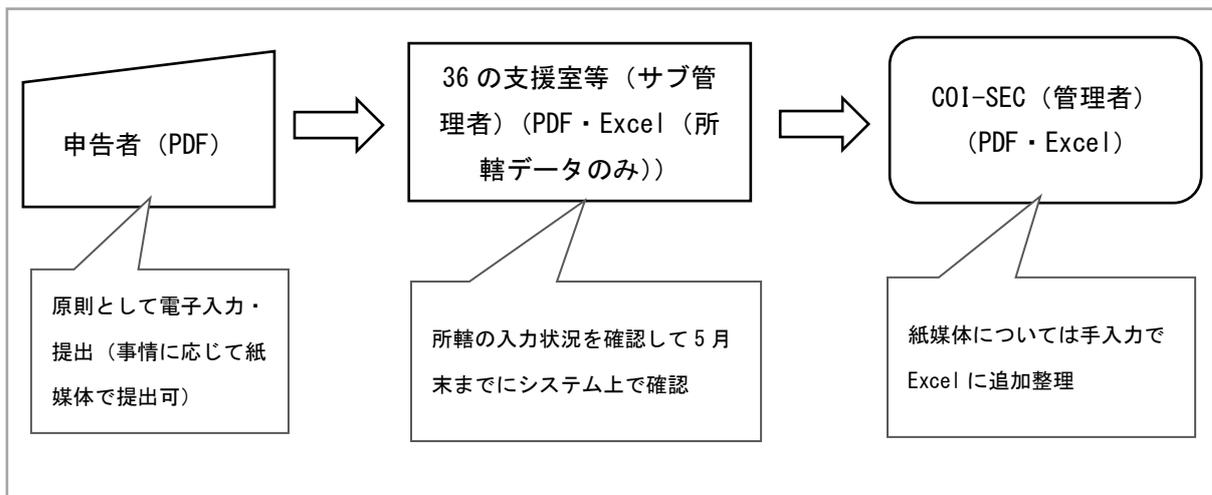


電子システムの概要

1. 前年度において一定の条件に該当する産学官連携活動に係る個人的な利益を受けた場合に、毎年5月末までに申告者がWEB上で統一認証システムを使用して自己申告書（日本語、英語のいずれか）を入力し、提出する。
2. 自己申告書は、所属長を経由して学長に報告することが義務付けられているため、申告者が所属する組織を所掌する36の支援室等（サブ管理者所属一覧 参照）を経由（支援室等で確認）して利益相反・輸出管理マネジメント室（以下「COI-SEC」という。）に提出することとする。なお、各支援室等でとりまとめを行う担当者をサブ管理者として指定し、COI-SECにおいて当該担当者の統一認証をサブ管理者として登録する。
3. 申告者、支援室等、COI-SECにおいては、入力データをPDF形式で所定の様式に出力し、確認や系長等への決裁用資料等の作成ができる。
4. 支援室等及びCOI-SECにおいては、自己申告書のデータをExcel一覧形式で出力可能である。



【入出力の手順イメージ図】

◎サブ管理者は、各申告書PDFにしたりExcel一覧にしたり、提出された申告書に何らかの問題があるときに申告者が修正することができるようにする（差し戻し）ことができます。基本的な作業としては、提出された申告書を確認し、内容に問題なければ画面下部にある[確認]ボタンを押していただきます（サブ管理者用マニュアル p.6）。